

クラウドカメラサービスに関する機器レンタルの利用規約

NTT西日本株式会社（以下「当社」といいます。）は、クラウドカメラサービスに関する機器レンタル利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、機器のレンタル（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第 1 章（総則）

第 1 条（用語の定義）

用語	用語の意味
契約物件	当社が契約者に対し、本サービスを提供するマンション等の集合住宅等
契約者	当社が契約物件にサービスを提供するにあたり、当社と契約締結をする方
利用者	契約者及び契約者から本サービスの利用を認められた方
本サービス用設備	本サービスの提供にあたって当社が設置するカメラ及び通信機器
契約者設備	本サービスの利用にあたって契約者が設置するインターネット回線、棟内配線、電源設備等
利用者設備	利用者が設置する配線、端末等
サービス開始日	利用契約の締結により契約者に対して本サービスの提供を開始する日
サービス解約日	利用契約の解約により契約者に対する本サービスの提供を廃止する日
クラウドカメラサービス	株式会社ギガプライズの提供する IP カメラサービス
お客様 ID	契約者を識別するための英字、数字の組合せであって当社が契約者に割り当てるもの
パスワード	お客様 ID と組み合わせて契約者とその他の者を識別するために用いる符号

第 2 条（契約の適用）

1. 当社は、本規約の内容に従って本サービスの提供を行い、契約者は、本規約及び当社が定める条件に従ってこれを利用するものとします。
2. 契約者は当社が定める個別規定及びその他の規約（以下「その他規約」という。）がある場合には本規約に加え、当該その他規約に従うものとします。
3. その他規約は別表-1 に定めることとします。
4. 本規約と個別規定の内容が重複する場合は、個別規定を優先するものとします。
5. 本規約とその他規約の内容が重複する場合は、本規約を優先するものとします。
6. 本サービス契約者は、クラウドカメラサービスを同時に契約するものに限りません。

第3条（目的）

本規約は、当社が契約物件に対して本サービスを円滑に提供する事を目的として、契約物件に本サービス用設備を設置することに関する事項を定めるものです。

第4条（本規約の変更）

1. 当社は以下の場合に、本規約及びその他規約を変更（本サービスの全部または一部の廃止または中断を含みます。以下同じ。）することができます。本規約が変更された後の本サービスの利用条件は、変更後の本規約に従うものとします。

（1）利用規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき

（2）契約者の不利益となる場合であって、経済情勢の変動、雇用環境の変化、為替の変動、電気料金、通信料金、サーバの管理費用、その他本サービスの提供に通常必要となる諸費用の額の変動、本サービスに関する法規制や行政指導等の改正や変更、本サービスに代わるサービス提供（当社による場合に限りません。）の有無、天変地異、紛争並びに感染症の流行またはそれに伴う政府の要請に基づく事業内容等の急変等の不可抗力、労働争議の発生、その他本サービスに関する一切の事情に鑑み、本サービスの安定かつ継続的な提供という本規約に基づく取引の目的を達することが困難と判断されるとき

2. 当社は前項による利用規約の変更にあたり、変更後の利用規約の効力発生日の1か月前までに、利用規約を変更する旨及び変更後の利用規約の内容とその効力発生日を第6条（通知）に定める方法により契約者に周知及び通知します。

3. 契約者は、第1項に基づく変更に同意しない場合、当該変更の効力発生日までに本サービスを解約し、利用を中止しなければならないものとします。なお、本項に基づく解約に際しては、本規約第11条が定める当社への事前通知は不要とします。

4. 前項に基づき本サービスを解約する場合には、残余の契約期間に対するサービス利用月額料金に相当する金額（消費税含む。）を一括して支払うものとし、その余の違約金等は一切発生しないものとします。

5. 契約者は、変更後の利用規約の効力発生日以降、本サービスを利用した時点で、変更後の本利用規約に異議なく同意したものとみなされます。

第5条（サービスの廃止）

1. 当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的または永続的に廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の3か月前までに、第6条に定める方法より周知及び通知します。

第6条（通知）

当社から契約者への通知は、通知内容をメール若しくは書面の送付または当社ウェブサイトへの掲載等、当社が適当と判断する方法により行います。

当該通知は、当社からの発信によってその効力が生ずるものとします。

第2章（サービス）

第7条（サービス内容）

当社から提供するサービス内容は以下のとおりです。

- （１） 株式会社ギガプライズのクラウドカメラサービスの利用に必要な当社が定める機器のレンタル
- （２） （１）の保守
- （３） 委任に基づく運用代行（捜査機関からの照会を受けたもの）
- （４） 本サービスの利用に関する各種お問合せ窓口の提供

第3章（契約の成立）

第8条（申込方法）

1. 申込者は、本規約の内容を承諾の上、当社が定める方法により、本サービスを利用するための申込みを行うものとします。
2. 当社は、本サービスを利用するための申込みがあった場合には、本規約に同意したものとみなします。

第9条（利用契約の成立）

1. 契約者は申し込みに記載する契約物件について、当社がサービス提供に関する審査を行い承諾した場合、当社からの「審査結果通知書兼承諾書（以下「承諾書」という。）の発送をもって、サービス利用契約（以下、本契約という。）が成立するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると判断する場合には、利用契約の申込みを承諾しないこと、またはその承諾を留保することがあります。
 - （1） 本規約に違反して本サービスを利用することが予想されるとき。
 - （2） 当社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じているとき、または過去において遅滞の生じたことがあるとき。
 - （3） 本サービスの申込みに際して虚偽の記載または記載漏れがあるとき。
 - （4） 申込みの際に未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人であって、自らの行為によって確定的に利用契約を締結する行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意または追認がないとき。
 - （5） 第44条（反社会的勢力の排除）に定める反社会的勢力に該当するとき、またはそのおそれがあるとき。
 - （6） 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで支障があるとき、または支障の生じるおそれがあるとき
3. 前項に定めるところに従って、当社が利用契約の申込みを承諾せず、または承諾を留保する場合には、その旨を申込者に通知します。当社は、承諾をしなかったこと、または承諾を留保したことによる責任を負いません。

第4章（契約期間及び解約）

第10条（契約期間）

1. 本契約による契約期間は、承り書に記載のサービス開始日から原則 6 年間とします。ただし、契約者と当社にて別途合意した契約期間がある場合はこの限りとせず、申込書に記載した契約期間に従うものとします。
2. 契約期間満了日の 3 ヶ月前までに契約者及び当社から書面による解約の申出がないときは、本契約は引き続き同一条件をもって、自動的に 1 年間延長するものとし、以降も同様とします。

第11条（契約者からの中途解約）

契約者は、本契約の期間内（契約の自動延長も含む）であっても、本契約を解約することができる。その場合（ただし、本規約第4条第3項に基づく解約を除きます。）、解約予定日の3ヶ月前までにその旨を当社に通知するものとし、残余の契約期間に対するサービス利用月額料金に相当する額及び消費税相当額を当社が定める期日までに一括して支払うものとします。

第12条（当社からの中途解約）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができる。この場合、解除に伴って、契約者は当社に対して、何らかの請求権を取得しないものとします。

- (1) 契約者との信頼関係が毀損され、当該契約者に対しては本サービスの適正な提供が確保できないと当社が判断した場合。
- (2) 前号の他、契約者が本契約に違反した場合、または違反するおそれがあるとき。
- (3) 契約者が重要な財産に対する差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てが行われたとき。
- (4) 契約者が解散若しくは事業の全部を譲渡し、またはその決議がなされたとき。
- (5) 契約者が自ら振り出し若しくは引き受けた手形または小切手が不渡りになる等支払停止状態に至ったとき。
- (6) 契約者が監督官庁から営業停止、または営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき。

第13条（解約時の措置）

前条に規定する解約によって、契約物件において契約者に生じる不利益については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第5章（料金）

第14条（料金の支払い義務）

契約者は、契約物件において、サービス開始日から起算してサービス終了日までの期間について、承り書

に定める料金及びこれにかかる消費税相当額の支払いを要するものとします。

第 15 条（料金の請求）

1. 当社は、本契約にかかる料金及びこれにかかる消費税相当額を請求するものとします。なお、請求後に第 11 条に規定の解約予定日を申し出た場合も、契約者は料金の支払いを要するものとし、当社からの返納はできないものとします。
2. 当社は、サービス利用初期料金については、契約者または契約者の指定する請求先に対し、サービス開始日を含む月の翌月初めに、サービス利用月額料金の初回分と合わせて請求するものとします。
3. 当社は、サービス利用月額料金については、契約者または契約者の指定する請求先に対し、サービス開始日を含む月の翌月から、毎月初めに請求するものとします。
4. サービス利用に対する課金は利用開始月の翌月以降を対象月とし、解約日を含む月の末日までとします。
5. 契約者は NTT メディアサプライ株式会社（以下、「請求事業者」という。）が当社の代理人として、サービス利用料金の回収をすることに承諾していただきます。
6. 契約者は料金の回収に必要な情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます

第 16 条（料金の支払い方法）

1. 契約者は、前条 2 項から 4 項の当社からの請求に基づき、当社の指定する方法により、請求書発行日から起算して 30 日（以下「支払約定期間」という。）以内に支払うものとします。
2. 前項の支払いに必要な振込み手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第 17 条（遅延利息）

1. 契約者が、本契約にかかる料金その他の債務を支払約定期間が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、当社が定める支払い期日の翌日から支払い日の前日までの日数に、年 14.5% の利率で計算した金額を延滞利息として、本契約にかかる料金その他の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに、当社に対して支払うものとする場合があります。
2. 前項の支払いに必要な振込み手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第 6 章（本サービスの利用制限、停止）

第 18 条（利用の制限、中止）

1. 当社は、利用者による本サービスの利用 34 条に定める禁止事項の各号に該当する場合、当該利用に関して他者から当社にクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、利用者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることができるものとします。

- (1) 本規約の禁止事項に該当する行為の中止要求
 - (2) 利用者及び他者との間で、クレーム等の解消のための協議開始要求
 - (3) 利用者が表示した情報の削除要求
 - (4) 事前に通知することなく、クラウド型防犯カメラサービスを閲覧できない状態に置く措置
 - (5) 契約者に対する本サービスの提供停止措置
2. 前項の措置は第 33 条に定める自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が適用されるものとします。

第 19 条（契約者への本サービス提供の停止）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を停止することができるものとします。
 - (1) 契約者が支払約定期間を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合
 - (2) 利用者の本サービスの利用が前条に該当し、かつ本サービスの正常性が確保できないと当社が判断される場合において、契約者に当社が書面にて期間を定めた改善を要求した結果、期間内に改善が行われなかった場合
 - (3) 前各号のほか、契約者が本契約に違反した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知するものとします。但し、緊急ややむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 当社は、本条に基づき当社が行った措置により契約者及び利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第 20 条（本サービスの一時停止）

1. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当すると判断した場合は、本サービスを一時的に停止することができるものとします。
 - (1) 本サービス用設備の点検または保守作業を行うとき。
 - (2) 機能追加・改善に伴うシステム改修を行うとき。
 - (3) コンピュータ、システム等の提供が事故等により停止したとき。
 - (4) 不可抗力により本サービスの運営が困難になったとき。
 - (5) 著しい負荷または障害が与えられることによって本サービスの正常な運営が困難であるとき。
 - (6) データの改ざん、ハッキング等本サービスを提供することにより、契約者、第三者等が著しい損害を受ける可能性を認知したとき。
 - (7) 前各号に掲げるほか、当社が本サービスの提供を停止する必要がある判断したとき。
2. 当社は前項の規定により、本サービスを一時停止するときは、当社ウェブサイトへの掲載等、当社が適当と判断する方法に通知します。但し、緊急ややむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 当社は、本条に基づき当社が行った措置により契約者及び利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第 7 章（設置設備の保守）

第 21 条（保守条件）

1. 当社は、契約物件に設置された別表-1 に記載の本サービス用設備を別表-2 に記載の条件をもって、保守対応を実施するものとします。
2. その他各オプションサービスや契約内容に、個別の保守条件がある場合は、当該保守条件が優先されるものとします。

第 22 条（責任分界点）

本サービスの提供における設備上の責任分界点は、別図（責任分界点）に定めるところによるものとします。

第 23 条（設置機器一式の滅失、毀損）

1. 契約者の責めに帰す事由により設置機器一式の滅失、毀損、汚損等をした場合、当社は責任を負わないものとします。ただし、通常の損耗は、この限りではないものとします。
2. 契約者の責めに帰す事由により設置機器一式が滅失、毀損、汚損等をし、設置機器一式が利用不能となった場合、契約者は当社に対して代替機器の購入代金及び設置作業費相当額の支払いをするものとします。
3. 第 1 項、第 2 項の場合、契約者は設置機器一式の利用の可否にかかわらず、本サービス利用期間中は利用料金の支払義務を免れないこととします。

第 24 条（設備場所への立入り）

契約者は、当社の作業員または当社の委託する第三者の作業員が、保守上の必要により契約者または契約者の委託する本物件管理受託者に対して本サービス用設備もしくは契約者設備等の設置場所への立ち入りを届け出た場合は、許可するものとします。

第 25 条（設置設備の所有権）

物件に設置する本サービス用設備の所有権は、当社もしくは当社指定事業者に帰属するものとし、当社が契約者に本サービスの契約期間中貸与するものとします。

第 26 条（権利の譲渡制限）

契約者が本物件において本サービスの提供を受ける権利は、原則譲渡することはできないものとします。ただし、契約者が契約物件の売買等により所有者でなくなる場合は、事前に契約者より契約物件譲渡先の第三者へ本契約の内容を説明し、契約物件譲渡先の第三者が同一条件での承継について承諾を得たことを契約者が確認したうえで、当社指定の様式をもって契約者より当社へ通知し当社の承諾を得た場合は契約者の地位を物件譲渡先の第三者に承継できるものとします。なお、契約物件の譲渡先

の第三者、または、当社が本契約の承継を承諾しない場合、第 11 及び第 12 条を適用するものとします。

第 8 章（損害賠償）

第 27 条（損害賠償の制限）

1. 当社の責に帰すべき事由により、契約者または利用者に対し損害を与えた場合は、契約者に生じた通常かつ直接の範囲のものに限り、サービス利用月額料金の 12 か月分を上限として、賠償請求に応じるものとします。但し、天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益を含む間接損害（盗難、暴行、または機器損害等、利用者または第三者の行為により生じた損害を含む）については、当社は賠償責任を負わないものとします。
2. 契約者設備または利用者設備の故障等により本サービス及び本サービスのオプションサービスを利用できない状態となった場合、契約者は、当社に異議を申し立てることはできず、当社は賠償責任を負わないものとします。
3. 利用者の行為により、第三者から当社が損害賠償等の請求をされた場合には、契約者の費用（弁護士費用を含む）と責任で、これを解決するものとします。当社が、当該第三者に対して、損害賠償金を支払った場合には、契約者は、当社に対して当該損害賠償金を含む一切の費用（弁護士費用及び逸失利益を含む）を支払うものとします。
4. 利用者が本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、契約者の費用と責任において当社に対して損害を賠償（訴訟費用及び弁護士費用を含む）するものとします。

第 28 条（免責事項）

1. 当社は、当社の過失によって契約者、利用者及び第三者が本サービスの利用に関して被った損害または不利益については、契約者に生じた通常かつ直接の範囲のものに限り、責任を負うものとします。
2. 当社は、契約者、利用者及び第三者に発生した機会逸失、業務の中断による損害その他のいかなる損害（間接損害や逸失利益を含みます）について、当該損害が生じる可能性を事前に通知されていたとしても、一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、本サービス及び本サービスに関する設備を利用して当社以外の第三者が提供する本サービス以外の他のサービス（以下「重畳他サービス」という。）に関して、契約者、利用者、重畳他サービスの提供事業者及び利用者、並びに第三者に生じたいかなる損害及び不利益について、理由の如何を問わず一切の賠償及び責任を負わないものとします。
4. 当社は、本サービスの内容、本サービスを通じた利用、及び本サービスを通じて得る情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、確実性、安全性、有用性、適法性等のいかなる保証も行わないものとします。
5. 当社は、本サービスの提供、遅滞、変更、中断、中止、停止、もしくは廃止、本サービスを通じて登

録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生した、契約者、利用者及び第三者のいかなる損害及び不利益について、別途定めがある場合を除き、一切の賠償及び責任を負わないものとします。

6. セキュリティホールへの攻撃等に起因するデータの損傷及び情報漏洩等についても、契約者及び利用者は当社に対しなんらの請求を行わないものとします。更には間接利用者、第三者等との何かしらの紛争が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとし、契約者の責任をもって紛争の解決をはかるものとします。
7. 当社は、本サービスの利用において録画及び保存される画像データの内容について利用者及び第三者に対し一切の責任を負わないものとし、当該画像データの内容について、利用者及び第三者からのクレームまたは損害賠償請求等に対しては、契約者が責任をもって対処するものとします。
8. 本サービスは、盗難、暴行、または機器損害等、利用者または第三者の行為により生じる損害の抑止を保証するものではなく、これらの損害について、当社は一切の賠償及び責任を負わないものとします。
9. 契約者が本サービスの提供を受けるにあたり、その他規約に同意する必要がある場合で、当社の責に帰すことができない事由による契約者に対する責任が発生した場合は、その他規約に準ずるものとします。

第 9 章（当社の義務等）

第 29 条（当社の維持責任）

当社は、本サービス用設備が本サービスを円滑に提供できるよう善良なる管理者の注意をもって維持するものとします。

第 30 条（本サービス用設備の故障）

当社は、当社の設置した本サービス用設備に故障が生じたことを知ったときは、すみやかに本サービス用設備を修理または復旧します。

第 10 章（契約者の義務等）

第 31 条（善管注意義務）

契約者は、本サービス用設備について、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。

第 32 条（契約者設備の維持、管理）

1. 契約者は、自己の責任により、本サービスの提供を受けるために必要な契約者設備を設置及び維持し、本サービスを利用可能な状態におくこととします。
2. 契約者が前項に定める、契約者設備の設置及び維持を行わない場合、当社は、契約物件に対する本サービス提供の義務を負わないものとする。

第 33 条（自己責任の原則）

1. 契約者は、利用者による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為（契約者による利用または行為とみなされる他者の利用や行為を含みます。）とその結果について、一切の責任を負うものとします。
2. 契約者は、本サービスの利用に伴い第三者（国内外を問いません。以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、第三者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。

第 34 条（禁止事項）

1. 本サービスの利用に際し、当社は、利用者に対し、次に掲げる行為を禁止します。当社において、利用者が禁止事項に違反したと認めた場合、契約者へのサービス提供の一時停止、退会処分その他当社が必要と判断した措置を取ることができます。
 - (1) 法令に違反する行為またはそのおそれがある行為
 - (2) 公序良俗に反する行為またはそのおそれがある行為
 - (3) 他の契約者または利用者の利用を妨害する行為またはそのおそれがある行為
 - (4) 本サービスの提供を妨害する行為またはそのおそれがある行為
 - (5) 本サービスを構成するハードウェアまたはソフトウェアへの不正アクセス行為、クラッキング行為その他設備等に支障を与える等の行為
 - (6) 本サービスを構成するソフトウェアの解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードを入手しようとする行為
 - (7) 本サービスを構成するハードウェアまたはソフトウェアのプログラムに対し、複製、変更、改作する行為
 - (8) 本サービスを構成するハードウェアまたはソフトウェアのプログラムの全部または一部を、有償、無償を問わず第三者に譲渡し、もしくはその再利用権を設定し、または第三者に複製、使用させる行為
 - (9) 本サービスにより利用する当社または第三者が提供する情報を改ざんまたは消去する行為
 - (10) 他の契約者または利用者の ID 等を使用する行為またはその入手を試みる行為
 - (11) 本規約に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (12) 他の契約者または利用者のデータを閲覧、変更、改ざん、収集、若しくは提供する行為またはそのおそれがある行為
 - (13) 当社または第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他の権利を侵害する行為またはそのおそれがある行為
 - (14) 当社または第三者の財産を侵害し、または侵害する恐れのある行為、及び経済的損害を与える行為
 - (15) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
 - (16) 本サービス、本サービスの利用、サービスへのアクセスについてその一部または全部を商業目的

- で利用（使用、再生、複製、複写、販売、再販売などの形態の如何を問わず）する行為
- (17) 詐欺等の犯罪に結びつくまたは結びつくおそれがある行為
 - (18) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為
 - (19) 当社または第三者に対する脅迫的な行為
 - (20) 設置機器一式を移動、取り外し、変更、分解、損壊する行為
 - (21) 設置機器一式に他の機械や付加物を取り付ける行為、または通信の伝送交換に妨害を加える行為
 - (22) 前各号に掲げるほか、当社が不適当と判断した行為
2. 当社は、利用者がその故意または過失により当社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができます。

第 11 章（使用許諾等）

第 35 条（使用許諾）

当社は利用契約の期間中、本規約に定めるところに従って、本サービスを日本国内でのみ使用するための非独占的かつ譲渡不能の権利を契約者に対して許諾します。

第 36 条（知的財産権）

本サービスに関する特許権、著作権、商標権等の知的財産権、その他一切の権利は、当社または当社に権利を許諾した原権利者に帰属するものとし、契約者は、本サービスについて、本規約に基づき許諾された利用権以外の権利を有しないものとします。

第 37 条（情報の取得・利用・管理）

当社は、本サービスの改良、維持管理を目的とした統計調査、お問合せ対応等のため、利用者の本サービス用設備の識別情報の取得及び本サービスの利用状況、画面若しくは項目の利用頻度等のデータについて加工、編集、第三者提供その他の利用を行うものとし、利用者はこれに同意するものとします。当社は、本サービスを通じて得られたデータに関し、善良な管理者による注意をもって機密保持とその管理に努めるものとします。

第 38 条（運用代行）

1. 当社は、契約者及び契約者から契約物件の管理を受託した者（以下、運用代行依頼者という）から依頼があり、当社がそれを承諾した場合に限り、捜査機関からの照会に基づく情報提供を目的とした本サービスの運用代行を行うこととします。
2. 運用代行依頼者は自己の責任において前項に定める運用代行を依頼するものとし、当社は運用代行及びその結果について一切の責任を負いません。
3. 前項の規定は、当社の故意または過失により契約者（契約者が消費者の場合に限ります。）に損害を与えた場合には、適用しないものとします。

第 12 章（雑則）

第 39 条（利用規約の順守）

利用者が本サービスを利用するときには、契約者は利用者に対して、当社が定める利用規約を遵守させる義務を負うものとします。

第 40 条（秘密保持）

契約者及び当社は、本契約に関して知り得た相手方の秘密を相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に公表し、または漏洩してはならないものとします。

第 41 条（契約者の名称等の変更）

契約者は、その名称または、住所もしくは所在地及び連絡先が変更したときは、変更があった日から 10 日以内に当社指定の様式をもって、当社に通知するものとします。

第 42 条（合意管轄）

契約者、当社間で訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所をもって合意上の専属管轄裁判所とします。

第 43 条（準拠法）

本規約に関する準拠法は日本法とします。

第 44 条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者及び当社は、次の各号に掲げる事項について相互に保証することとします。
 - (1) 自社及び自社の取締役、監査役、従業員その他自社と委任契約や雇用契約を締結しているすべての者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたはこれらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと
 - (2) 反社会的勢力から、直接・間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資本・資金を導入し、資本・資金関係の構築を行っており、今後も行う予定がないこと
 - (3) 反社会的勢力に対して、直接・間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資金提供を行っており、今後も行う予定がないこと
 - (4) 反社会的勢力が、直接・間接を問わず、自社の経営に関与していないこと
 - (5) 取引の相手方に対し、暴力的または威迫的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為を行わないこと
2. 契約者及び当社は、相手方が前項の保証に反していると合理的に判断したときは、一方的な意思表示により本契約を解除することができる。
3. 前項により本契約を解除した場合において、損害が生じたときは、相手方に対し、その損害の賠償を

請求することができる。ただし、解除の意思表示を受けた当事者は、本契約の解除により生じた損害について、相手方に対し、何らの請求をしないものとします。

第 45 条（存続条項）

本契約において、継続して存続すると合理的に考えられる条項は、本契約終了後においても有効に存続するものとします。

第 46 条（分離可能性）

本規約のいずれかの規定の全部または一部が消費者契約法その他の法令等によって無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 47 条（協議）

本規約に記載のない事項及び記載された項目について疑義が生じた場合は、当社と契約者の二者間相互において誠意をもって協議し、円滑に解決するものとします。

附則

制定 2025 年 10 月 1 日

別表-1（その他規約）

その他規約
クラウドカメラサービス提供規約（株式会社ギガプライズ）

別表-2（本サービス用設備）

設備名
ルータ
PoE スイッチング HUB
カメラ

別表-3（保守条件）

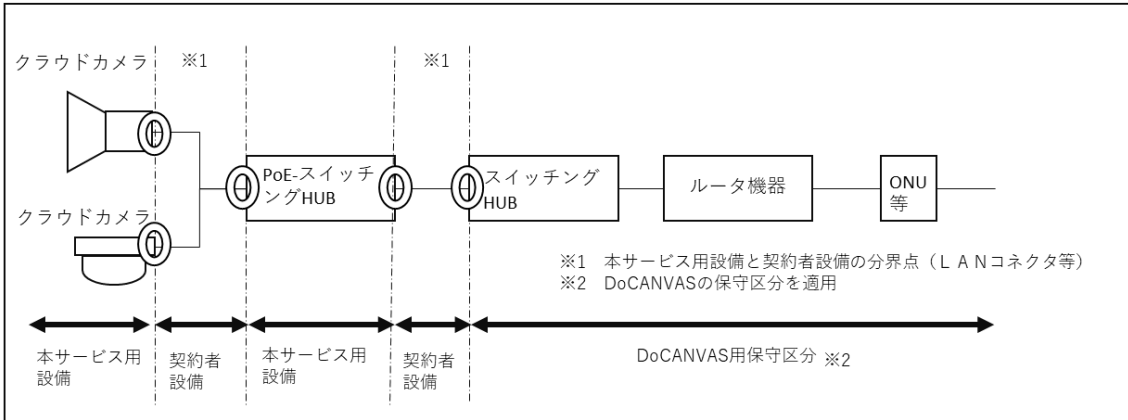
項目	内容
サービスへの協力	1. 契約者は当社が円滑に保守対応を行えるように、以下の各号の事項を実施するものとします。 （1）当社の作業員または、当社が委託する第三者の作業員の機器設置場所への立入り許可 （2）当社が保守対応を実施するにあたり必要とする電力、通信回線の無償供与

	並びに関連機器の操作等の許可。 (3) 機器の設置場所の環境を所定の条件にて維持すること並びに、利用者に対して所定の使用方法により機器を使用するよう指導すること。
保守対応の内容	1. 本物件に設置された本サービス用設備に故障が発生した場合、当社は契約者及び利用者への連絡により故障の修復を行う。具体的には以下の各号の作業内容を実施するものとします。 (1) 遠隔での故障箇所の調査及び復旧作業 (2) 当社の作業員または当社の委託を受けた第三者を現地へ派遣 (3) 当該故障機器の修理もしくは予備機器への交換
除外作業	下の各号の項目については保守対応に含まれないものとします。ただし、契約者が必要とする場合には、契約者の申告により、契約者と当社による協議の上実施するものとし、当社は、それにかかる費用を契約者に請求できるものとします。 (1) 本サービス用設備に含まれない物品の保守対応 (2) 機器の移設及び撤去に関する作業及び立ち会い (3) 機器の増設、改造及び設定変更 (4) 機能向上・改善・追加等の事由による本サービス用設備の別機器への交換 (5) 再生修理（オーバーホール） (6) 天災地変及び当社の責に帰さない事由により生じた故障の修理 (7) LAN ケーブルの移設・増設・保守
ヘルプデスク	1. 当社は、保守実施に関する受付を所定の連絡窓口（以下、「ヘルプデスク」という。）にて行うものとします。 2. 受付方法は、電話もしくは電子メールとします。なお、緊急を要する問合せに電子メールを利用する場合には、電子メール送信後に電話連絡を合わせて行い、電子メールの到達確認が必要です。 3. ヘルプデスクの受付時間は、午前 9 時から午後 9 時とします。 4. ヘルプデスクにおいて、利用者に対して、以下の各号の問合せ受付を実施します。 (1) 本サービスの利用に関する操作方法等の各種相談 (2) 本サービスの利用に関するトラブル発生時の相談対応、問診 5. ヘルプデスクにおけるサポート時には、契約者のお客様 ID の申告が必要です。申告のない場合にはヘルプデスクサービスが受けられない場合があります。
保守対応の時間帯	ネットワークカメラサービスのメンテナンス派遣・作業については、原則受付の翌日以降に行うものとします。 保守対応時間（出張）は、平日（土曜日、日曜日、法定休日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日、1 月 2 日から 1 月 3 日を除く）の 午前 9 時～午後 5 時とします。

	※天災等、同時多発的に故障が発生した場合や島嶼部や山間部等の一部エリアでは、交通事情により訪問修理にお時間をいただく場合があります。
その他	下の各号の項目については保守対応に含まないものとします。 (1) 本サービス用設備に含まれない物品の保守対応 (2) 機器の移設及び撤去に関する作業及び立ち会い (3) 機器の増設、改造及び設定変更 (4) 機能向上・改善・追加等の事由による本サービス用設備の別機器への交換 (5) 再生修理（オーバーホール） (6) 天災地変及び当社の責に帰さない事由により生じた故障の修理 (7) L A Nケーブルの移設・増設・保守

【別図】責任分界点

DoCANVAS導入物件の場合



DoCANVAS フレッツ全戸向けISPサービス導入物件の場合

